



埼玉県報

第 2996 号
平成 30 年(2018 年)
4 月 24 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）

告示

- 包括外部監査契約に関する告示（改革推進課）
- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告（広聴広報課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- と畜検査手数料の徴収事務委託（食肉衛生検査センター）
- 秦土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 森林法第 189 条の規定に基づく告示（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 建築士免許の取消し（建築安全課）
- 信号制御システム等保守業務に関する入札公告（施設課）

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月24日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

埼玉県公安委員会規則第6号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

332 県道狭山ふじみ野線	川越市下赤坂1960番3地先から ふじみ野市緑ヶ丘1丁目1884番1地先まで
333 県道日高狭山線	狭山市大字根岸6番1地先から 日高市大字馬引沢字北ノ原73番1地先まで
334 鶴ヶ島市道5472号	鶴ヶ島市三ツ木新町2丁目8番27地先から 鶴ヶ島市大字三ツ木字新井115番5地先まで
335 熊谷市道10001号	熊谷市村岡字堤外2283番2地先から 熊谷市小泉字前方32番1地先まで
336 熊谷市道10500号	熊谷市小泉34番10地先から 熊谷市尻戸字南耕地185番1地先まで
337 県道冑山熊谷線	熊谷市尻戸字南耕地185番1地先から 熊谷市佐谷田字北砂原2010番1地先まで
338 熊谷市道137号	熊谷市佐谷田字北砂原2010番1地先から 熊谷市佐谷田字飯塚1049番5地先まで
339 熊谷市道60534号	熊谷市佐谷田字飯塚1049番5地先から 熊谷市佐谷田字飯塚1300番1地先まで
340 県道熊谷児玉線	深谷市長在家子ノ神2755番1地先から 熊谷市拾六間字女堀952番1地先まで
341 県道深谷東松山線	熊谷市拾六間字女堀950番3地先から 熊谷市三ヶ尻字社前305番地先まで

342 熊谷市道40190号	熊谷市御稜威ヶ原字下山1番1地先から 熊谷市御稜威ヶ原字山神421番1地先まで
----------------	--

附 則

この規則は、平成30年5月1日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成三十年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 契約の相手方の氏名及び住所

小川 千恵子

埼玉県戸田市大字新曽二千二百四十二番地（G B G北戸田リアルフォート九〇四号室）

二 契約の期間の始期

平成三十年四月一日

三 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

四 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、契約で定めるところにより概算払とすることができる。

告 示

埼玉県告示第四百六十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成三十年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

平成三十年五月一日（火）から平成三十年五月二十五日（金）まで

五 入隊時期（採用予定月）

平成三十年八月下旬から九月下旬、平成三十年十月中旬から十二月上旬又は平成三十一年三月下旬から四月上旬

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成三十年六月一日（金）

平成三十年六月二日（土）

平成三十年六月三日（日）

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階）電話〇四八―八三一―六〇四

三) 及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二―六一五七)

告 示

埼玉県告示第四百六十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 約2,220千部×8回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成31年3月31日（日）まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

入札金額は、各1部当たり（8ページ物・12ページ物）の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「広報紙新聞折り込み及び配布業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 過去3年間において、県内全域での同日一斉新聞折り込み配布の実績があること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 連絡調整の担当者を常時2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、指示に速やかに対応できる体制をとれること。

(7) 納入された「彩の国だよりの」を一時保管する場所を確保できること。

- (8) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する埼玉県内の全世帯（埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に、「彩の国だより」を同日一斉に新聞折り込みするための配布手順を示せること。

なお、この配布業務については、県の承認を得ないで、契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることなく履行するものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 五十里 電話048-830-2853（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎1階 県民生活部会議室 平成30年7月6日（金）午後3時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 平成30年7月2日（月）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額（各1部当たり（8ページ物・12ページ物）の単価にそれぞれの発行回数を乗じて得た額の合計額） $\times 2,220$ 千部 $\times 1.08 \times 0.05$

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

契約単価（各1部当たり（8ページ物・12ページ物）の単価にそれぞれの

発行回数に乗じて得た額の合計額) × 2,220千部 × 1.08 × 0.1

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成30年6月15日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成30年5月7日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))に提出すること。

(9) 支払条件

ア 発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者の支払請求に基づき、代金を支払うものとする。

イ 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of "The 'Sai-no-Kuni' Monthly(Sai-no-Kuni Dayori)"

2,220,000 copies eight times per year

(2) Time-limit for tender: 3:00 p.m. 6, July, 2018. (tender submitted by mail 5:00 p.m. 2, July, 2018)

(3) Contact point for the notice: Public Relations Division, Department of Public Services, Saitama Prefectural Government, 3-15-1, Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-2853

告 示

埼玉県告示第四百六十九号

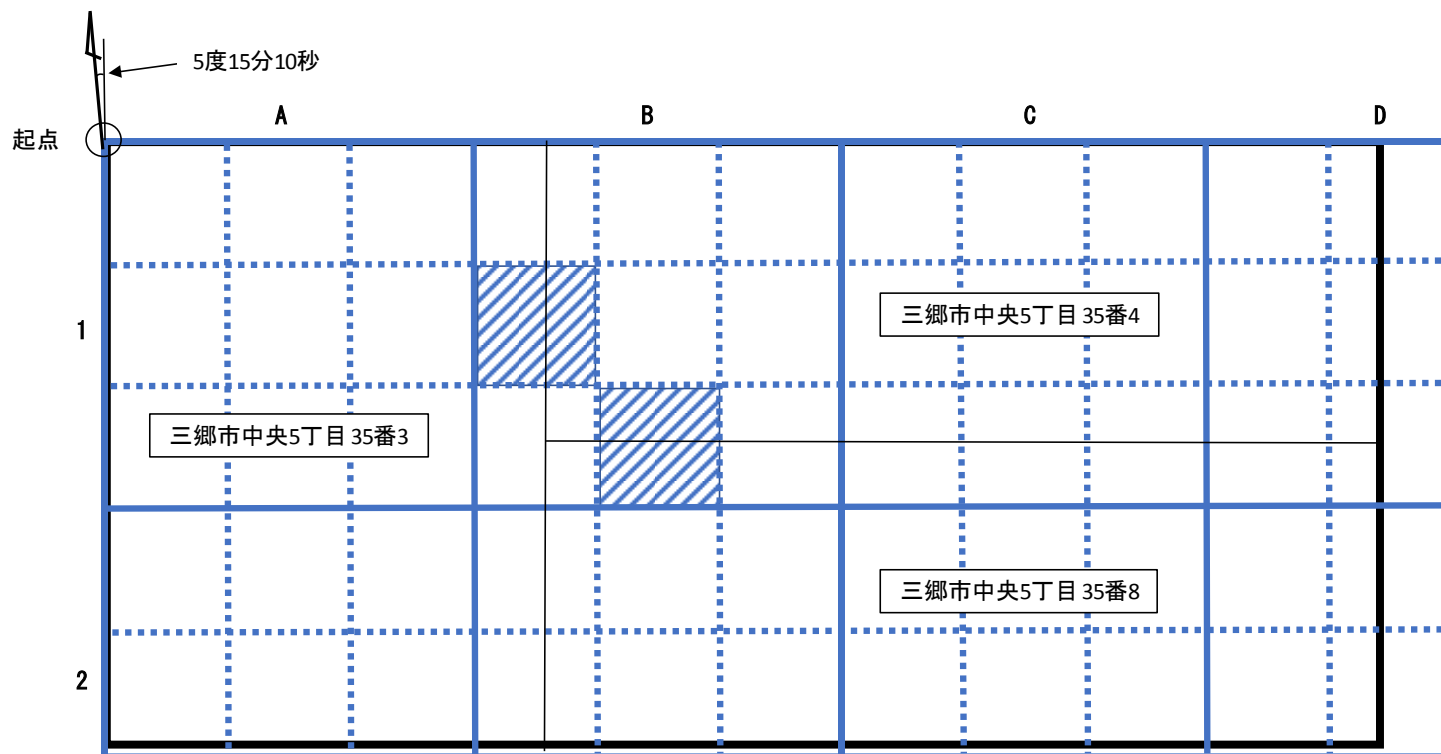
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第千二百二十九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十年四月二十四日





埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県三郷市中央五丁目三十五番三の一部、三十五番四の一部及び三十五番八の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



凡例

	単位区画
	筆境界
	敷地境界
	形質変更時要届出区域の指定を解除する区画

【起点】
 起点は三郷市中央五丁目35番3の最北端とする。

【格子の回転角度：5度15分10秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

告示

埼玉県告示第四百七十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げると畜場におけると畜検査手数料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成三十年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

と畜場の名称	受託者の住所・名称及び代表者氏名	委託期間
和光ミートセンター	埼玉県和光市下新倉六丁目九番二十号 株式会社アグリス・ワン 代表取締役 阿部 昌史	平成三十年四月 二日から 平成三十一年三月 三十一日まで
県北食肉センター	埼玉県熊谷市下増田百七十三番地 県北食肉センター協業組合 理事長 中村 光一	
本庄食肉センター	埼玉県本庄市杉山百十五番地 協業組合本庄食肉センター 代表理事 増野 幸男	
北埼玉食肉センター	埼玉県加須市大字平永千四十七番地 北埼玉食肉センター事業協同組合 理事長 高鳥 義幸	

告示

埼玉県告示第四百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
秦土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所
について、次のとおり届出があった。

平成三十年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	荻野太治	埼玉県熊谷市俵瀬四百七十六番地
同	増田征一	同 日向七百二十番地一
同	市野瀬斤三	同 弁財百六十三番地
同	船田重則	同 日向千百八十四番地
同	吉野福司	同 四百五十二番地二
同	山本忠	同 葛和田三千百六十九番地
同	五月女清孝	同 八百四十番地
同	加藤文男	同 大野八百八十八番地
同	天野芳一郎	同 葛和田九十二番地三
同	舞原昇平	同 八百十八番地
同	齊藤清思	同 千八百三十三番地
同	江利川俊一	同 九百二十番地
同	島田徳治	同 日向八百八十番地一
同	増田晃	同 八百四十番地一
同	市川豊一	同 千百二十九番地
同	小峰正明	同 弁財百五十八番地
同	長谷川忠雄	同 上須戸六百五十三番地
同	吉田孫兵衛	同 行田市大字北河原二百十二番地
監事	飯塚昌利	同 熊谷市葛和田千八百二十三番地
同	吉野勘治	同 日向四百五十四番地三
同	長谷川好一	同 八ツ口九百十五番地二

二 退任

職名	氏名	住所
理事	荻野太治	埼玉県熊谷市俵瀬四百七十六番地
同	増田征一	同 日向七百二十番地一

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
長谷川	吉野	飯塚	吉田	長谷川	小峰	市川	増田	谷津	江利川	齊藤	舞原	卷川	加藤	五月女	山本	吉野	船田	市野瀬
好一	勘治	昌利	孫兵衛	忠雄	正明	豊一	晃	一男	俊一	清思	昇平	長幸	文男	清孝	忠	福司	重則	斤三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	熊谷市	行田市	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八ツ口	日向	葛和田	大字北河原	上須戸	弁財	同	同	日向	同	同	同	葛和田	大野	同	葛和田	同	日向	弁財
九百十五番地二	四百五十四番地三	千八百二十三番地	二百十二番地	六百五十三番地	百五十八番地	同	同	五百九十五番地一	同	同	同	六百二十六番地一	八百八十八番地	同	三千六百六十九番地	四百五十二番地二	千八百八十四番地	百六十三番地

告 示

埼玉県告示第四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を飯能市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

浅見陽介、市川忠章、大澤恵美、大澤キミ子、大澤浩、大野悟、大野林太郎、小峰辰雄、齊藤正明、佐野進、島田春男、田端倉太郎、原島迪夫、平沼一雄、平沼敏久、眞野壽一、吉田邦雄、吉田謙愛

二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成三十年二月十六日付埼玉県告示第百二十五号（保安林の指定施業要件の変更予定について）によること。

告 示

埼玉県告示第四百七十三号

平成二十九年埼玉県告示第千二百七十八号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十七日終了した旨測量計画機関である松伏町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十四号

平成二十九年埼玉県告示第千七百七十二号で公示した公共測量は、平成三十年三月三十日終了した旨測量計画機関である宮代町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十五号

平成二十九年埼玉県告示第七百九十二号で公示した公共測量は、平成三十年三月十六日終了した旨測量計画機関である上尾市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十六号

平成二十九年埼玉県告示第千三百六十一号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十三日終了した旨測量計画機関である北本市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十七号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（二級水準測量及び定期縦横断測量）

三 作業地域

戸田市、和光市、さいたま市、朝霞市、志木市、富士見市、川越市、上尾市、桶川市、川島町

四 作業期間

平成三十年四月十一日から平成三十一年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第四百七十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成三十年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成三十年四月十七日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

重岡 徳美

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第七五六四号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による

告 示

埼玉県告示第四百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

信号制御システム等保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年7月1日（日）から平成31年6月30日（日）まで。ただし、翌年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県警察本部総務部財務局施設課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 平成20年4月1日から本件入札の公告の日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体（埼玉県が出資する指定出資法人を含む。）との請負契約により、交通管制中央装置の保守業務を完了させた実績又は同装置の設置等工事を完成させた実績を有すること。
- (6) 保守点検及び緊急の障害に対応するため、県内に有する事務所等から速やかに臨場でき、かつ、機器の障害について24時間対応が可能であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局施設課安全施設係 坂口 電話048-832-0110 内線2292

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月22日（金）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月21日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(4) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月22日（金）午前9時40分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局施設課 平成30年6月22日（金）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年6月14日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年5月7日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Inspection of Traffic Control System Central Computer

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 9:50 a.m. June 22, 2018 By mail; 5:00 p.m. June 21, 2018 In person; 9:40 a.m. June 22, 2018

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Facilities Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone; 048-832-0110 Ext.2292